

# 意匠関連業務における生成 AI の活用状況と今後の展望

作成者: Manus AI

作成日: 2026 年 4 月 15 日

---

## 1. はじめに

近年、テキスト・画像・動画などのコンテンツを瞬時に大量生成できる生成 AI 技術が急速に発展し、社会全体に浸透しています。この技術的ブレイクスルーは、プロダクトデザインやグラフィックデザインなどの創作の在り方を根本から変容させつつあり、それに伴い、意匠権を中心とした知的財産保護の法的課題や実務対応が世界中で活発に議論されています。

本レポートでは、意匠関連業務の各フェーズ、すなわち (1) デザイン創作、(2) 出願・図面作成実務、(3) 先行調査・クリアランス調査、(4) 審査機関による AI 活用、(5) 侵害調査、(6) 法制度・政策動向、の観点から、生成 AI の活用状況と課題を包括的に整理します。

---

## 2. デザイン創作における生成 AI の活用

### 2.1. 企業・デザイン現場での活用実態

特許庁が公表した調査報告書（2024 年 5 月）では、国内企業・デザイン事務所 35 者に対するアンケートおよびヒアリング調査を通じて、生成 AI を利用したデザイン創作の実態が把握されています<sup>1</sup>。同報告書によれば、企業のデザイン開発において生成 AI の利用は今後さらに進むことが確実視されており、AI をコンセプト立案・バリエーション生成・プロトタイピングの各段階で活用する事例が増加しています。

現在の主流は、AIを高度なツールとして活用しつつ、最終的なデザインの方向性や美的な取捨選択を人間が行う「AI支援型」の創作モデルです。この形態においては、人間のデザイナーが複数のAI生成物の中から選択・修正・統合を行うことで、最終的な創作物を完成させます。

## 2.2. 「AI自律型」デザインの法的課題

一方で、生成AIが人間の実質的な関与なしに「自律的に創作したデザイン」については、意匠法上の保護を与えることに否定的な意見が多数を占めています<sup>1</sup>。知的財産権制度の根幹は人間の精神的・知的な創作活動を奨励することであり、アルゴリズムと演算処理のみによって自動生成された結果物にまで強力な独占権を与えると、特定少数のAI利用者によるデザインの独占を招き、社会全体の創作活動を阻害するという懸念が背景にあります。

内閣府「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（2024年6月）では、「自然人がAIを道具として用いて意匠の創作に実質的に関与した場合」はAI生成物でも意匠登録の対象となり得るとの考え方が示されています<sup>2</sup>。創作的寄与の判断要素として、以下が例示されています。

判断要素	内容
指示・入力の内容	自然人によるプロンプト等の分量・具体性
試行回数	生成の試行・反復の程度
選択行為	複数の生成物からの人間による選択
修正の程度	AI生成物への実質的な修正・加工

## 3. 意匠出願・図面作成実務における生成 AI の活用

### 3.1. 出願用図面作成への応用

意匠出願においては、正確な図面（正面図・背面図・左右側面図・平面図・底面図の六面図および斜視図）の作成が必須であり、これには多大な労力とコストがかかります。現在、生成 AI を用いてこのプロセスを効率化する試みが行われています。

具体的なアプローチとして、既存の正投影図（六面図）から斜視図を自動生成するために、3D モデリング技術と AI ツールを組み合わせた手法が検証されています [3](#)。主要な AI ツールとその特徴は以下のとおりです。

ツール名	特徴	斜視図生成への適用性
Meshy AI	画像/テキストから 3D モデル生成	高（多角度レンダリング可能）
3DFY AI	建築・ゲーム向け高精度モデリング	中（専門分野に強い）
CGDream AI	2D 画像から glb 形式の 3D モデルを出力	中（Blender 等での編集が必要）

ただし、現状では 2D 技術図面から完全自動で精密な 3D モデルを生成する AI は未成熟であり、生成後に手動での寸法調整が必要となるなど、実務レベルでの完全自動化には至っていません [3](#)。

### 3.2. 出願書類作成支援

意匠出願の願書作成においても、生成 AI を活用した初稿生成が試みられています。弁理士法人の中には、AI が生成した文書を「出願書類作成の参考資料として受領し、特許庁様式及び審査実務との整合性を確保するための専門的な修正を加えたうえで提出する」という方針を明示しているところも現れています [9](#)。これは、「AI 生成×プロの修正」というハイブリッドなアプローチが実務の標準になりつつあることを示しています。

---

## 4. 先行意匠調査・クリアランス調査における生成 AI の活用

### 4.1. AI 画像検索による調査の高度化

意匠の類否判断は視覚的な要素が強いため、従来のキーワードや分類コードによる検索には限界がありました。現在では、AIを活用した画像認識技術により、入力した画像と視覚的に類似する意匠を高速かつ高精度に検索するツールが実用化されつつあります。

特許庁においても、J-PlatPat への「画像意匠公報検索支援ツール」の導入が進められており、意匠に係る権利調査の負担軽減が図られています<sup>4</sup>。また、特許情報プラットフォームへの類似画像検索機能の実装に対する要望も業界から強く上がっています。

### 4.2. 先回り大量生成問題という構造的課題

生成 AI がデザイン実務にもたらす恩恵の裏で、現在の知的財産制度の根幹を揺るがす深刻な課題として「先回り大量生成問題」が浮上しています<sup>1</sup>。

この問題は、デザインのトレンドを察知した第三者が、生成 AI を用いて新デザインに類似する可能性のあるデザインを短時間で大量に生成し、インターネット上で意匠出願よりも先に公開してしまうという事態です。日本の意匠法では出願前に公然知られた意匠は「新規性」を欠くとして登録を受けることができないため、真の創作者の意匠出願が拒絶されるという致命的な問題が生じます。

この問題への対応策として、意匠法第 4 条の「新規性喪失の例外」規定の活用が挙げられますが、第三者が独立して生成した類似デザインには適用が困難なケースもあり、抜本的な法改正が必要との声が上がっています<sup>1</sup>。

---

## 5. 審査機関における生成 AI の活用動向

### 5.1. 日本国特許庁（JPO）

特許庁は 2022 年に「AI アクション・プラン（令和 4～8 年度版）」を策定し、審査プロセスへの AI 導入を段階的に推進しています [4](#)。意匠審査の分野においては、**画像認識 AI を活用した先行意匠調査支援ツール**の実証事業が進められており、審査官が膨大な意匠公報の中から類似する先行意匠を効率的に発見できるよう支援するシステムの構築が目指されています。

令和 7 年度改定版（2025 年 6 月）では、生成 AI の特許審査業務への適用を検討する新項目が設けられるなど、AI の活用範囲は着実に拡大しています [4](#)。

### 5.2. 米国特許商標庁（USPTO）

USPTO は 2025 年後半に、\*\*「DesignVision」\*\*という新しい AI 搭載の画像検索ツールを意匠特許審査官向けに導入しました [5](#)。

DesignVision の主な特徴は以下のとおりです。

機能	詳細
検索方式	画像を入力クエリとして使用（最大 7 枚のアップロード可能）
検索対象	米国意匠特許、商標、WIPO および EUIPO を含む 80 以上のグローバル登録機関
結果表示	画像の類似性によるランク付け
特徴制御	視覚的特徴の重み付けや特定部位へのフォーカスが可能

このツールの導入により、USPTO の審査官が視覚的に類似する先行技術を発見する能力が大幅に強化されたため、出願人側も出願前のクリアランス調査をより綿密に行う必要性が高まっています [5](#)。

### 5.3. 欧州連合知的財産庁（EUIPO）

EUIPO も、AI を活用した画像検索ツールの導入に積極的です。「DesignView」などのデータベースでは、人工知能技術に基づくシステムを使用して、より正確な画像検索を可能にしています<sup>6</sup>。また、2025 年 11 月には、商標の事前スクリーニングを支援する新しい AI 搭載ツールを公開するなど、AI の活用範囲を継続的に拡大しています。

## 6. 法制度・政策動向

### 6.1. 日本の意匠法改正の動向

特許庁の意匠制度小委員会では、2024 年末より「生成 AI 技術の発達を踏まえた意匠の保護」について議論が重ねられています。2025 年 6 月 30 日開催の第 20 回意匠制度小委員会では、以下の 4 つの法的論点を優先的に検討することが確認されました<sup>7</sup>。

論点	内容
(a) 意匠該当性	AI 生成デザインが意匠法上の「意匠」に該当するか
(b) 創作者	AI 生成デザインの創作者は誰か（自然人の要件）
(c) 引用意匠適格性	AI 生成デザインが先行意匠として引用できるか
(d) 新規性喪失の例外	先回り大量生成問題への対応策

また、仮想空間（メタバース）におけるデザインの保護を目的とした意匠法の改正法案の 2026 年通常国会への提出も見込まれており、意匠制度は大きな転換期を迎えています<sup>8</sup>。

## 6.2. 米国の著作権保護の動向

米国著作権局（USCO）は、「プロンプトを入力することによってのみ作成された、純粋な AI 生成物は著作権による保護を受けられない」という厳格な方針を示しています<sup>1</sup>。一方で、人間の著作者が AI ツールを「支援的用途」として利用する場合、その結果として生み出された著作物は保護の対象となり得るとしており、「人間の創造性の中心性」が著作権保護の判断基準となっています。

## 6.3. 欧州の AI 学習データ・ライセンス体制

欧州議会は 2025 年 6 月に「著作権と生成人工知能」に関する報告書草案を発表し、AI のトレーニング段階における著作者の権利保護と、AI 開発者によるライセンス取得を可能にする新しいライセンス制度の構築を提言しています<sup>1</sup>。その中核となるのが、クリエイターが自らの作品を AI トレーニングに使用されることから除外できる強力な「オプトアウト」の仕組みであり、EUIPO が管理する中央集権的な欧州レジストリへの記録が提案されています。

---

## 7. 弁理士・知財専門家の役割の変化

生成 AI の台頭により、意匠関連業務における弁理士や知財専門家の役割も大きく変化しています。AI による自動化が進む一方で、より高度で複雑な戦略的判断が求められるようになっていきます。

具体的には、以下のような業務において専門家の価値がより一層高まっています。

まず、**先回り大量生成問題への対応**として、デザインのコンセプトが固まった初期段階から知財担当者がプロジェクトに深く関与し、情報漏洩や不本意な公開を防ぐための厳格な情報管理体制を構築することが不可欠です<sup>1</sup>。

次に、**関連意匠制度の戦略的活用**として、自社の基本デザインに類似する複数のバリエーションを予測的かつ網羅的に出願することで、第三者による AI 生成デザインの権利化を防ぎ、強固な意匠ポートフォリオを構築することが有効です<sup>1</sup>。こうし

た立体的な権利化戦略の立案・遂行は、現行法の間隙と審査実務の動向を熟知した専門家でなければ成し得ない高度な業務です。

さらに、**グローバルな知財戦略**として、米国における「人間の創造性」の立証要件や、欧州におけるオプトアウトおよびライセンス登録の制度変更を見据えた緻密なデータマネジメントが急務となっています。

---

## 8. まとめ

意匠関連業務への生成 AI の活用は、デザイン創作の効率化・多様化、出願書類作成の支援、調査精度の向上といった多大なメリットをもたらしています。各国の特許庁も AI を活用した審査ツールの導入を加速させており、意匠審査の高度化が着実に進んでいます。

一方で、先回り大量生成問題に代表される制度的課題や、AI 生成物の権利帰属に関する法的不確実性など、解決すべき課題も山積しています。日本では 2026 年を目途とした意匠法改正が検討されており、今後の法制度の動向が実務に大きな影響を与えることが予想されます。

企業や知財専門家は、生成 AI を単なる効率化ツールとしてだけでなく、戦略的な知財ポートフォリオ構築のための強力な手段として活用していく必要があります。同時に、今後の法改正や国際的なルール形成の動向を注視し、柔軟に対応していくことが求められます。

---

## 参考文献

## 参考文献

[1] [PatentRevenue - デザイン創作における生成 AI 活用と意匠権の課題](#)

- [2] [内閣府 – AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ\(2024 年 6 月\)](#)
- [3] [意匠図面研究会 – 生成 AI で意匠出願用図面を作成することができるのだろうか？](#)
- [4] [特許庁 – AI アクション・プラン令和 7 年度改定版](#)
- [5] [Panitch Schwarze – USPTO DesignVision: New AI Image Search Tool for Design Patents](#)
- [6] [EUIPO – AI at EUIPO: In-house image search in TMview extended to all TM5 offices](#)
- [7] [弁理士法人 ITOH – 第 20 回意匠制度小委員会の概要報告](#)
- [8] [Aztec – 我が国における近年の意匠保護トレンドと制度改正動向](#)
- [9] [弁理士法人 MPIP – 生成 AI により作成された文書の取扱いに関する方針](#)